

令和2年9月

生活保護法指定施術者の皆様へ

京都市保健福祉局
生活福祉部生活福祉課
(075-251-1175)

生活保護法による医療扶助施術報酬点検の本庁集約について（お知らせ）

日ごろは、本市の生活保護法医療扶助の円滑な実施に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、上記のことについて、下記のとおりお知らせしますので、令和3年1月1日以降は、
施術報酬請求明細書（施術券）を、各区役所・支所ではなく、京都市役所の担当課まで送付し
ていただきますようお願いいたします。

記

1 施術報酬点検の本庁集約について

これまで、施術報酬請求明細書（施術券）を各区役所・支所の保健福祉センターへ送付していただいていたのですが、令和3年1月以降は、以下へ送付してください（令和2年11月以前の施療分を、令和3年1月1日以降に送付する場合も同様です。）。

（送付先）

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3階

保健福祉局生活福祉部生活福祉課 保護担当

電話：075-251-1175

2 施術報酬の支払までの流れについて

基本的には送付先が変更されるだけであって、【請求一点検・審査ー支払】のスケジュールについては、従前から変更ありません。

毎月10日までに提出のあった施術報酬請求明細書について、過誤又は疑義がなければ、締切り月の翌々月初にお支払します。詳細は以下の例を参考にしてください。

【例：令和3年1月8日に施術報酬請求明細書が当課に到着した場合】

